

第一百一回国会 農林水産委員会 議院 議 録 第五号

昭和五十九年四月三日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 阿部 文男君
理事 上草 義輝君
理事 田名部匡省君
理事 日野 市朗君
理事 小里 貞利君
理事 鈴木 宗男君
理事 月原 茂階君
理事 山崎平八郎君
理事 新村 源雄君
理事 細谷 昭雄君
理事 駒谷 明君
理事 水谷 弘君
理事 菅原喜重郎君

出席政府委員
農林水産大臣 山村新治郎君
農林水産政務次官 島村 宜伸君
農林水産大臣官房長 角道 謙一君
農林水産省構造改善局長 森実 孝郎君
林野庁長官 秋山 智英君
林野庁次長 後藤 康夫君

委員外の出席者
農林水産委員会 調査室長 矢崎 市朗君

委員の異動
四月三日
辞任 松沢 俊昭君
補欠選任 島田 琢郎君
同日 辞任 補欠選任

第一類第八号

農林水産委員会議録第五号

昭和五十九年四月三日

島田 琢郎君 松沢 俊昭君

四月二日

食糧の輸入依存反対に関する請願外一件(新村勝雄君紹介(第一八七六号))は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件
農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)
保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

国有林野法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)
国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

○阿部委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。山村農林水産大臣。

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○山村国務大臣 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

措置に関する法律は、農林水産施設災害復旧事業についての国庫補助の制度を設けることにより、農林水産業の維持と経営の安定を図る上で大きな役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、沿岸漁場の整備開発の進展といった最近における農林水産業の動向、法律制定以来の物価の上昇等により、本法の災害復旧制度には実態にそぐわない面が生じてきており、このよりな状況を踏まえて、災害復旧制度の改善と運営の合理化を図るため、今回の改正案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、最近における農林水産業の動向を踏まえ、国が災害復旧事業費の一部を補助する農林水産施設として沿岸漁場整備開発施設を追加するとともに、共同利用施設の所有主体として営利を目的としない法人を追加することであり、

第二に、法律の制定以来の物価の上昇等を踏まえ、災害復旧事業の対象とする工事の費用の最低額を一カ所当たり十万円から三十万円に引き上げることであり、

第三に、災害復旧制度の運営の合理化を図るため、災害にかかった箇所が連続している場合において、一カ所の工事とみなすことができる間隔を、五十メートル以内から百メートル以内に拡大することであり、

以上がこの法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○阿部委員長 以上で本案の趣旨の説明は終わりました。

部を改正する法律案及び国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。山村農林水産大臣。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案
国有林野法の一部を改正する法律案
国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○山村国務大臣 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

現行保安林整備臨時措置法は、昭和二十八年の大災害を契機に、山地災害の防止を主目的として保安林を計画的に整備するため、昭和二十九年に制定されたものであります。その後、水需要の増大や都市化の進展に伴う森林の水涵養機能、保体休養機能等の発揮に対する国民的要請等に対処して保安林の整備の促進を図るため、昭和三十九年、四十九年の二度にわたってその有効期間が延長され、今日に至っております。この間、保安林の整備については全体的には当初の目標を達成する等相当の成果をおさめたところであります。

しかしながら、なお保安林の整備を積極的に進める必要がある地域も多く存在することに加え、近年、林業をめぐる厳しい環境のもとで、造林、保育、伐採等の必要な施策及び管理が適切に行われていないこともあって機能が低下している保安林が増加し、山崩れ等の山地災害の発生の危険性が高まるという新しい事態も生じております。殊に、都市化の進展等に伴い山地、山ろく地帯での開発が進んだ地域等においては地域住民の安全性の確保等の面で保安林の整備及びその機能の確保

が早急に必要とされている等、保安林の整備に對する国民の要請が強まっております。

政府におきましては、このような保安林に係る諸情勢の変化等にかんがみ、保安林整備臨時措置法の有効期間を延長するとともに、機能が低下している保安林について所期の機能を確保するための措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林水産大臣は、指定の目的に即して機能していない保安林を特定保安林として指定することができることとしております。

第二に、都道府県知事は、特定保安林が指定されたときは、地域森林計画において、その区域内の特に整備を必要とする森林を要整備森林として定め、実施すべき造林等の施業の方法及び時期等を定めなければならないこととしております。

第三に、都道府県知事は、要整備森林またはその立木に関する権利の移転等の協議に関する勧告を行うことができることとしております。

第四に、要整備森林について地域森林計画に定める施業の方法等に従って実施される立木の伐採については、森林法の伐採の許可は要しないこととしております。

第五に、以上の措置を講じた上で、保安林整備臨時措置法の有効期間を十年間延長することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

国有林野法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

国有林野は、我が国の森林面積の三割、国土面積の二割を占め、林産物の計画的、持続的な供給、国土保全、水資源の涵養等の公益的機能の發揮、農山村地域振興への寄与等そのときどきの国民

民の要請に応じつつ、社会経済上重要な役割を果たしてまいりました。

近年、都市化の進展、経済社会の安定化に伴い、緑資源の確保に對する国民的要請が一段と強まっておりますが、特に森林の造成にみずから参加し、あるいは林業に對する投資を通じて森林造成に協力したいという機運が国民の間を高まっております。

一方、国有林野の資源の現況を見ますと、特に人工林において、いまだ生育途上にある三十年生以下の森林が多く、今後、相当の期間にわたりその育林に多額の費用を必要とする状況にあります。政府におきましては、このような情勢に對処して、国民の参加による国有林野の整備を促進するとともに、あわせて、生育途上にある人工林の育成のための資金の確保にも資するという観点から、今回、国有林野に分収育林制度を導入することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林水産大臣は、国有林野について、樹木の共有持ち分の対価及び育林費用につき国以外の者に負担を求め、伐採時における収益を国とその費用負担者が分収することと内容とする分収育林契約を締結することができることとしております。

第二に、分収育林契約の目的たる樹木は、国と費用負担者との共有とし、その収益の分収は、樹木の持ち分の割合により行うこととしております。また、共有となった樹木については、分割請求はできないこととしております。

第三に、分収育林契約の内容、存続期間、解除等について所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する

法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

国有林野事業は、昭和二十二年以来特別会計により企業的に運営されております。この間、それぞれの時代における社会的、経済的要請にこたえて、林産物の計画的、持続的な供給、国土の保全等の公益的機能の發揮、地域振興への寄与等の使命を果たしてまいりました。このような中で、国有林野事業の経営構造が悪化傾向をたどるに至ったため、昭和五十三年以降、国有林野事業改善特別措置法に基づき、昭和七十二年まで経営の健全性を確立するという目標のもとに、改善計画に即してその改善を進めてきたところであります。

しかしながら、その後の国有林野事業をめぐる情勢を見ますと、諸経費の節減等により、その改善について一定の成果を上げたものの、木材価格の下落、低迷等により国有林野事業の財務事情は一層悪化するに至りました。このような情勢のもとに、臨時行政調査会、林政審議会の答申等を踏まえ検討を行った結果、改善措置の一層の拡充、強化が必要であると判断されるに至り、その改善措置の一環としてこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、現在、昭和五十三年以降十年間となっており改善期間を、昭和五十九年度以降十年間に改め、この間について新たな改善計画を定めることとしております。

第二に、今後急増することが見込まれる退職手当の財源に充てるため、借入金を行うことができることといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○阿部委員長 引き続き、各案について順次補足説明を聴取いたします。秋山林野庁長官。

○秋山政府委員 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由において申し述べましたので、以下、その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、保安林整備計画の計画事項の整備であります。

特定保安林を計画的に指定するため、農林水産大臣が定める保安林整備計画の計画事項として、特定保安林の指定に関する事項を追加することとしております。

第二に、特定保安林の指定と地域森林計画の変更等であります。

農林水産大臣は、保安林整備計画に基づき、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林で、その区域内に造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林、すなわち要整備森林があるものを、都道府県知事と協議の上、特定保安林として指定することができることとしております。

都道府県知事は、特定保安林が指定されたときは、地域森林計画を変更し、当該保安林が指定の目的に即して機能することを確保することを旨として、要整備森林の所在、実施すべき造林、保育、伐採その他の施業の方法及び時期等を追加して定めなければならないこととしております。

また、地域森林計画を立てる場合も同様としております。

第三に、権利の移転等の協議の勧告であります。

都道府県知事は、森林法の規定に基づき、要整備森林について地域森林計画に従って施業すべき旨の勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないときは、その者に対し、都道府県知事の指定する者と要整備森林またはその立

木に関する権利の移転等の協議に関する勧告を行うことができることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

木についての権利の移転または設定につき協議すべき旨を勧告することができることとしております。

第四に、保安林における立木の伐採許可の特例であります。

保安林における立木の伐採については、森林法の規定により個別に都道府県知事の伐採の許可を要することとされておりますが、要整備森林については、地域森林計画において施業の方法及び時期を定めることとしておりますので、これに従って実施される立木の伐採については、個別の伐採の許可は要しないこととしております。

第五に、保安林整備臨時措置法の有効期間の延長であります。

保安林整備臨時措置法は、本年四月三十日限りで失効することとされておりますので、その有効期間を昭和六十九年四月三十日まで十年間延長することとしております。

以上をもちまして保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

国有林野法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由において申し述べましたので、以下、その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、分収育林契約の締結についてであります。

国有林野に生育している樹木は、国有財産法上の行政財産であるため、国以外の者と共有することはできないことになっております。したがって、国有林野に分収育林制度を導入するためには、国有財産法の特例として、当該樹木について共有することができる旨の規定を設ける必要があります。

第二に、分収育林契約の内容についてであります。分収育林契約においては、契約の目的たる国有

林野の所在、対象とする樹木の態様、契約の存続期間、費用負担者の持ち分の割合、費用負担者が支払うべき額、育林の方法、伐採の時期等を定めなければならないこととしております。

第三に、分収育林に係る民法の特例についてであります。

分収育林契約の安定性を確保するため、その契約の対象となつていない樹木については、民法第二百五十六條の共有物の分割請求の規定の適用を除外することとしております。

第四に、分収育林契約の存続期間及び解除についてであります。

分収育林契約の存続期間は、当該契約の対象となる樹種の伐期等を考慮して六十年を超えることができないものとしております。また、農林水産大臣は、国または公共団体において分収育林契約の対象である国有林野を公共の用に供する必要があるときは、分収育林契約を解除することができることとしております。

なお、今回、分収育林制度を導入したことに伴い、現行の部分林契約という名称を分収育林契約に改める等規定を整理することとしております。

以上をもちまして国有林野法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由説明において申し述べましたので、以下、その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、改善期間を昭和五十九年度以降十年間に改めることといたしておりますが、これにより、現在、昭和六十二年年度までとなっている事業施設費の一部の一般会計からの繰り入れ等の措置は、昭和六十八年度まで延長されることとなります。

第二に、この新たな改善期間における新たな財政措置として、一定の退職手当の財源に充てられた

め、借入金を行うことができることとしたしております。この借入金は、現在行っております事業施設費についての借入金とは異なり、その資金の性格から改善期間に限って行うこととしたしております。

また、この借入金については、事業施設費についての借入金とみなし、その限度額は、予算をもって国会の議決を経なければならぬこととする

とともに、その償還金及び利子は、国債整理基金特別会計に繰り入れることとしております。

第三に、この借入金につきましては、その利子の財源に充てるため、改善期間において、予算の定めるところにより、一般会計から国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定に繰入金を行うことができることとしております。

以上をもちまして国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○阿部委員長 以上で各案の趣旨の説明は終わりました。

○阿部委員長 これより質疑に入ります。

○阿部委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。野呂田芳成君。

○野呂田委員 秋田県は全国で有数の木材県でございますが、最大の功労者は秋田藩の家老の渋井直光という男だと私は思っております。彼は「国の宝は山なり、されどもこれを伐り尽くすときは用をなさず、伐り尽くす前に備えおくべし、山の衰えは国の衰えなり」と言っておられるわけでありまして、林野行政に携わっている人はひとしくこの警言に耳を傾けなければいかぬ。「国の宝は山なり、山の衰えは国の衰えなり」と言っているわけでありまして、日本は人工林面積が一千万ヘクタールを超えておりますけれども、その九〇％が戦後の植林でありまして、この面積は実にオールヨーロッパからソ連を抜いたヨーロッパの戦後の人工林面積に匹敵するわけでありまして、そういう意味では、林野行政に携わっている皆さん方の

功績を私は高く評価しているわけでありまして。しかし、二千年の歴史を見ましても、今地球の上では毎年一千九百万ヘクタールの森林が壊滅している。実に我が国の国土面積の半分強である。しかも、アメリカのレスター・R・ブラウン農務省顧問によりまして、地球の上では毎分二十ないし四十ヘクタールの森林が壊滅していきついで、実に驚くべき調査結果が発表されているわけでありまして。そう考えてみますと、森林を守るといふことはいかに大変なことかと我々も思うわけでございます。

一方、我が国におきましては、木材需要の停滞とか木材価格の低迷ということで除間伐は進まないし、山は荒廃のおそれを深めている、木材産業も大変厳しい環境にある、こう見ますと、林野行政というのは今一番厳しい環境に立たされていると私は思うのであります。でありますから、お互いに今直面している問題に真剣に取り組んで、一刻も早くこれを解決していくことが林野行政に携わる者たちの最大の、しかも喫緊の要務だと私は思うのであります。そういう観点から少し御質問をしてみたいと思っております。

まず第一に、ただいま述べたように木材需要の停滞とか材価の低迷ということで大変苦しんでおられる木材産業の振興というのについて、ひとつ長官の御所見を伺っておきたいと思っております。

○秋山政府委員 我が国の森林資源を整備充実いたしまして、そのあらゆる機能をフルに發揮するためには、まずは山村の経済の振興が必要であります。したがって、それにはとりもなおさず木材の需要の拡大、木材生産の活性化ということが重要だろうと私は思っております。

そこで、私どももいたしましては、木材需要を拡大するということが極めて重要でございます。その大宗を占めますところの木材住宅の建設を促進するということがやはり重要でございます。これまでも木造によりまして、この公営住宅の建設促進を一層進めてまいるといふことやら、農林省を初めましての補助事業におきまし

て、この木材利用拡大を促進するような方法まで取り入れてやってまいっておるわけでございます。さらに予算面では、特に最近は何伐材等も多くなっている関係もございまして、木材利用技術の開発普及、さらには流通の近代化というふうなことをするために、流通加工施設の整備拡充というふうなことも実は進めておるわけでございます。現在なかなか木材関連産業は厳しい中でございまして、五十七年、五十八年におきましては、これからの木材に見合った形で木材産業の再編整備というところで進めてまいっておるわけでございますが、さらに私も、今後はその木材の関連産業を、特定の地域を拠点として生産流通を合理化するような形でこれを進めてまいらうと思っております。

同時に、一方におきましては、木材需要の拡大という面から、従来どちらかと申しますと消費者の方々に木材の利用をより一層理解してもらうための推進体制がおくれておりましたので、新たにそういう木材の普及、啓発、展示を行うための木材利用促進体制整備事業ということを進めると同時に、さらには日本住宅・木材技術センター等におきまして技術開発等を進めてまいります。さらには、これからの木造住宅を生産するに当たりましては、プレカット方式によりまして合理的な生産確保の体制をつくるのが極めて重要でございますので、そういう意味で木質住宅材の流通を高度化する事業等も進めてまいります。一方におきまして、これに関連いたしまして、各種の材の流通加工が合理的に進みますように国産材産業振興資金の制度を積極的に進めてまいりたい、かように考えておるところであります。

○野呂田委員 今長官が言われましたが、私は、この苦況打開のためには需要拡大もやらなければいかぬし、国産材の振興にも意を用いてもらわなければいかぬ。あるいは企業体質の改善ということも意欲的にやってもらわなければいかぬと思っております。特にきょうは、木材需要の拡大という観点から

少し伺ってみたいと思うのでありますが、私は、過去六年間自民党の木造住宅議員連盟の事務局長をやってきました。そこで木材需要の拡大という観点から何か寄与できないかということに寄与してきた結果、いろいろなことが私にはできたと思っております。例えば従来耐火住宅でなければ公営住宅にも補助金がつきませんでした。木造の公営住宅にも補助金がつくように改めさせました。あるいは、今全国でかなり普及をしておりますが、間伐材が進まないということの間伐材を何とか需要を喚起しようということ、今全国で、建設省にも話しまして、道路工事をやる時ここから先入るなという鞍馬があります。あの鞍馬を間伐材でやってもらったり、あるいは北陸地建でも東北地建でも、特に木材都市の能代でもやっておりますが、防雪を間伐材で今やっております。それから静岡の掛川の駅前広場のところには、木造のれんがを工場に敷き詰めているなど、かなり新しい試みを進めてきたつもりであります。これは、しかし残念ながら林野庁のベースで需要拡大したのではなくて、林野庁以外のベースでやってきたわけでありまして。

こういう問題について、林野庁、需要拡大という観点から何か新しい考えをお持ちかどうか、またその点について伺いたいと思っております。

○秋山政府委員 木材需要の拡大のためには、私も、今先生御指摘ございましたが、木材関連産業あるいは住宅産業等をより振興させるためには、やはり関係行政機関、特に建設省初めその他の関係の省庁と連携をとりながら進めてまいってきておるところでございますが、特にこの二、三年木材需要の停滞にかんがみまして、まずは木材そのものの理解が一般の方々にされてない面がございます。例えば木材が火に弱いとかいうふうなことがございまして、これは御承知のとおり、木材自身は一定の、例えば三十分で十八ミリ燃えまじすとは黒くなつて中の材を保護するというふうなこともありますし、知恵を絞りますと耐火性の住宅もできるわけがございます。また一方、地

震に弱いということもございまして、しかし、過去の各地震で見まいますと、一定の重量におさましての木材とコンクリートの建物ですと木材の方が強いというデータもございまして、居住性の問題におきまして、日本のような湿度の高いところではむしろ木材がいいとか、いろいろございまして、そういう面での理解が必ずしも十分でございませぬので、これまでも日本型生活生活研究会等を通じてそういうものを研究した成果をPRするというようなこともやっております。

それから今度、具体的に需要拡大をするための方法として現在までやっておりますものを申し上げますと、これは建設省と十分連携をとっておりますので、まず木造住宅、公営住宅の建設促進につきましては年々とふえてまいってきておりますし、それから三階建ての木造住宅の建設促進につきましては、簡易構造設計基準というのを建設省の方と連携をとりながら、これが一応実行を見ておるわけでございます。したがって、そういうものがこれからの具体的な需要拡大につながってまいっていると思っております。

それから、最近では集材材が大分発達しておりますので、大断面の構造用の集材材を用いた大規模の体育館等の建設につきましては、従来十三メートルという制限がございましたが、これを緩和するとかいうようなことで、体育館とかあるいはロッジとか、その他にこれが積極的に使われ出してまいります。

いずれにいたしましても、私も、需要開発につきましましては、もちろん建設省と共管でございますところの日本住宅・木材技術センターで技術開発をするのと同時に、さらにはこれからの関連の省庁と十分連携をとりながら進めてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○野呂田委員 今長官がおっしゃられたようなこととはこれからもひとつ意欲的にやっていたらいいと思っておりますが、私は、需要拡大という観点から見れば、角度を変えればもつといっぱいあると思うのです。

例えばスイスとかオーストリアに見られるように、道路の案内板なんというものはほとんどが丸太であります。ああいうもので美しい屋外広告をつくってこれれば建設省では道路占用を意欲的に許可をしてもいい、こういうことを言っております。また、幼稚園や保育園や小学校などというものは木造の校舎で、廊下なんかは子供にとっては木造の廊下の方がずっと骨や体育の発達のためにいいという医学的な実験結果もあります。なぜそういうものを、たかだか二階や三階建ての建物を鉄筋コンクリートにしなればいけないかということ、文部省や何かとよく相談してみれば必要があるんじゃないか。あるいは、木材業者が首をつる寸前だと言つて議会で決議をしている地方議員の宿舎なんかを、木造でやらぬで鉄筋でつくっている県がたかさんあるわけですね。議会でそういう決議をするぐらいならば、自分たちが泊まる宿舎ぐらいは木造でつくったらどうか。五階も十階も建てるわけじゃありませんから、せいぜい二階か三階なんです。そういうこともあるだろう。あるいは、営林署も含めてであります。林野庁や営林局をやらせるとは必ずしもいいませんが、出先の営林署や事務所なんというものは、まず腕から始めよう、なぜ木造でやらないのか。ほとんどが鉄筋で、最近若干出てきましたけれども、それも申しわけ程度にやっていますだけですね。以下、農林省関係の出先機関を見ても同じことが言えるし、国や地方公共団体の出先機関でも高層にしろくてもいいようなところは木造でいいじゃないか、こういうふうには考えないと、言葉だけでは需要は拡大しないと私は思うのです。

そこで、林野庁自体は営林署のようなものではなくとも、大部分が各省の所管にわたる問題です。本間に木材不況というものを打開しようとするならば、ここで林野庁が首領をとって、各省に木材需要拡大の各省連絡会議のようなものを設置して真剣に取り組んでいただきたい、私はこう思うのでありますが、この点について、きょうは大臣のかわりに政務次官が出ておられますか

四

ら、政務次官の所見をひとつ伺っておきたいと思
うのです。

○鳥村政府委員 大変すばらしい御提言だと思
いますし、私どもも鋭意検討させていただきます、また
参考にさせていただきます、今後に処したいと思つて
おります。

○野呂田委員 今政務次官から、賛成で検討した
いということがありますが、これは至急にやら
ないといかぬと思うのです。むしろ林野庁が遠慮
しているのではありません。建設省あたりは道路の
鞍馬とかあるいは防雪さくとかあるいは舗道に木
造れんがを使うとか、どんとどんと積極的に、むし
ろ向こうが進めておるわけですね。案内板だつ
て、きれいなものをつくって、くれれば道路占用を
意欲的にやりますよ、こう言っているわけですか
ら、需要拡大を担当する林野庁がここでふんどし
を締めて積極的にやってもらわなければいかぬ。
そこで、もう一回、林野行政の最高責任者であ
る長官として、この問題についての決意のほどを
ひとつ伺っておきたいと思つたのです。

○秋山政府委員 ただいま政務次官が申し上げま
したとおり、この需要拡大をするに当たりまし
て、私どもがもちろん中心になるわけではござい
ますが、これを活用する分野でございまして建設
省、文部省その他の関係省庁と十分連携をとつて
これまでもやってまいりましたわけですが、ま
だ不十分な点が多々ございまして、ただいま
御指摘の点につきましては、関係省庁で需要拡大
のための会議につきまして今後検討させていただきます
ます。

○野呂田委員 我々もできる限り応援をしますか
ら、ぜひひとつ各省連絡会議の具体化を図つてい
ただきたいと思つた。これは要請をしておきま
す。

次に、今提案されました国有林野事業改善特別
措置法の一部改正法案についてお伺いしたいので
あります。

ついてお伺いしておきたいと思つたのです。

○秋山政府委員 国有林野事業におきましては、
五十三年に国有林野事業改善特別措置法を成立さ
せていただきました、それに基づきまして国有林
野事業の改善に関する計画を策定しましてこれま
で実行してまいりましたわけでありまして、私ども、事
業各般にわたりました鋭意改善努力を進めてまい
つたわけでありまして、私どもとしましては一定
の成果は上げてまいりましたが、先般の林政審議会の答
おるわけでございますが、先般の林政審議会の答
申でも述べられておるわけでございますが、五十
五年の秋以降の木材価格の低落あるいは低迷、さ
らには国有林の資源的な伐採量の制約がさらに強
まったというようなこと、また事業の能率の向上
を鋭意努力してまいりましたが、まだこれが不十
分であるというようなことがございまして、木材
の需要は年々悪化を見ているわけでございます。

今後の国有林野事業の状況を見てまいります
と、伐採量がやはり落ちていくということもござ
います、木材価格そのものもそう大きな伸びは
見られませんが、木材を主体とする林産物の収
入の伸び悩みの問題あるいは退職者がこれから十
年間相当急増することに伴うところの退職金の経
費増、さらにはこれまでに経営改善の特別措置法に
基づきまして改善計画をやっておるわけござい
ますが、その間に借入金を入れたしてござい
ます、増した長期借入金を支払い利息あるいは償還金
の増大というようなこともございまして、今後と
も極めて厳しい事業の見通しとなつておるわけ
でございます。

そこで、このような情勢から見えてまいります
と、現行の改善計画の抜本的な見直しと新たな政
策展開なしには、昭和七十二年度までに国有林野
事業の収支の均衡を回復することによりまして経
営の健全性を確立することは極めて困難であると
判断いたしました、今回その改定を行うというこ
とで御審議いただいております。

○野呂田委員 お話しのとおりだと思つたが、
従来木材価格は年率五％程度に見込んでおつたは

ずであります。それが思つたよりいかにないとい
うことが大きな理由となつてくると思つたのです。そ
うすると、木材価格の低迷は需要拡大に大きく影
響されるわけでありまして、需要拡大ということに
なると、一番問題になるのは住宅戸数が幾らかと
いうことが大きなファクターになつてくると思
つたわけでありまして、この改善計画では住
宅建設戸数を計画期間内に幾らに見込んで成り立
つておるのか、その点について伺いたいと思つ
ます。

○秋山政府委員 私どもの木材価格の見直しにつ
きまして、住宅戸数を今後どういふふうに見込む
かというふうな試算は実はしてございません。過
去から現在におきますところの木材価格の上昇、
それに見合う経済の伸び等の関連からいろいろ推
定しますが、今後の住宅戸数が何ほかというよう
な見直しは立ててございません。

○野呂田委員 そういふことであれば、皆さんの
この計画は残念ながら従来のトレンド計算で積み
上げておると思つたのです。そういう傾向は、トレ
ンドはトレンドでありますけれども、これからは
そういうトレンドでいくという保証は何もないわ
けでありますから、やはり補正係数として当然住
宅の建設戸数とか、そういう重要なファクターの
積み上げ作業をやつてトレンド計算を補正しない
と、どうしても計画にずれが出てくるのではない
かと思つたが、その点についてはいかがでし
ょうか。

○秋山政府委員 現在の木材需要構造というものが
ご二四、五年相当変化してきているというふう
な非常に難しい状況もございまして、建設省自身
も住宅の長期見直し等につきましてなかなか長期
にわたります見直し等もいたしておりませぬの
で、私どももやはり過去から現在までのトレンド
を踏まえ、また経済の伸び等を見直しながら幾つ
かの試算をしているというのが実態でございま
す。

○野呂田委員 ぜひひとつこの計画を練る場合
に、住宅戸数というものをもう少し、単なる過去

の傾向値を使うのではなくて、これから先の見通
しですから、建設省とも相談しながら住宅戸数な
んか使って補正係数を使ってほしい、私はこうい
うふうな要請をさせていただきます。

その場合に私は大変大事だと思つたのは、世
界の先進国を見ますと、世帯数を住宅戸数が上回
つてしまつた国家、先進国は世帯数より格好に
なつております。日本の場合は世帯当たりの住宅
戸数というものは一〇八戸になつておりますか
ら、上回つてしまつております。そういう場合に
は、大体世界の傾向として、住宅の新築戸数とい
うのは総人口の二％、こういうこと出ておるま
す。仮に日本が一億二千万の人口だとすれば百二
十万户が限度であるということになるわけであり
まして、百十万户から百二十万户ぐらいがこれか
らの一つの傾向として客観的に言えると思つた。

ただその場合に、私は住宅戸数だけを使って補
正しろということをお申し上げようとしておるわ
けじゃありません。自民党も大変強力に推し進め
ておりますのは、住宅のリフォームの関係をどう
見るといふこととあります。今日日本の固有の事
情として外国の先進国と構造的に全く違つた点、
この点はぜひひとつ長官に意識していただかなか
ればいかぬこととありますが、木造住宅で二十年
以上上つた戸数がある一千万戸に達するとして
いる。これが今改築を待ち、模様替えを待ち、修
理を待っているわけでありまして、これが五十五
年は五兆円でありましたが、五十八年は八兆
円になるうとしております。一、二年後にはこれ
が十兆円市場になるわけでありまして、こういう
ことを考えれば、役所の見通しが新築戸数だけに
着目しているいろいろな積み上げ作業をやつて、
そしてトレンド計算をやつておるというところは根
本的に誤りがある。これはむしろ建設省に指摘し
ておきたいのでありますが、そういうものがある
種の材料にして改善計画を積み上げるといふこと
は大変な狂いが出てくると私は思つた。だから、こ
の改善計画をつくるに当たりましてそういう住宅
のリフォームの要素というものをどういふふう

考えているのか。あるいは全く考えないでトレンド計算をしたのか。そういうことであれば私は計画そのものかなり疑義を持つものであります。この点について御見解を承りたい、こう思います。

○秋山政府委員 戦後建てられました住宅につきましては、今先生御指摘のとおり大増改築の時期に来ておりますので、私どもも、今後の木材需要を見通すに当たりましてはやはり増改築の動向というものも十分踏まえていかなければならないと思っております。日本リフォームセンター等からの活動とも十分連携をとりながらこれからの需要開発をしていかなければならぬと思っております。

ただ、今回の国有林野事業の七十二年の収支均衡ということは、現行法律におきましてもそうでありますが、国有林野事業の収入支出が均衡することをめどといたしましていろいろの条件を基礎としてやっておるわけでございますが、木材につきましては過去三十年におきましては大体六・五％程度の伸び率でございますが、ここ六、七年で見てもいりますと二・七というふうなことでございまして、木材需要の見通しに当たりましては幾つかの試算をしておりますが、十年を超える大長期に對しましての見通しについては、木材のみならずあるいは資金の問題それから諸経費の問題その他各種の変動因子がございまして、試算はございすけれども、私どももいたしましては今申し上げましたような木材の需要動向を踏まえての国有林の収入を考える。国有林の収入につきましても従来の販売方式をさらに合理化をいたしまして、販売区域の拡大あるいは長期の契約による計画販売あるいは採材を合理化することによりましての売り払いの収入の増加というふうな各種の因子を含めながら考えてございますので、増改築それだけでというふうな形でなくて、一応木材の需要全体の過去のトレンドと今後の見通しというふうな形で計算しておりますので、そこを御理解いただきたいと思います。

○野呂田委員 私どもは、国有林の重要さを考えますと、本音としてはもっと一般会計からの導入を強化してもらいたい、あるいは財政投融資をもう少し多くしてもらいたい、あるいは利子補給ぐらゐは考えるべきじゃないか、こう思うのでありますけれども、国家財政を考えるとそういうことも言えません。

皆さんが財政当局と苦勞してまとめた案でありますから、それはきょうは言わないことにします。しかし、将来というものを考えてこれからの十数年間の改善計画をつくらなければならない要素を考えてトレンド計算をしたと言われれば、いろいろな要素を考慮してトレンド計算をしたと言われれば、やはり何となく肝心なところがかなり傾向値だけにならされてしまっているのではないかと、この危惧の念は持っているのです。これは、これから計画を吟味する非常に重要な要素になってくるはずでありますから、今申し上げたようなことについてはひとつ真剣に検討してもらいたい、こういうふうなきょうはとどめておきます。

それから次に、定員の問題でございますけれども、林政審の答申にもありますし、それを受けた形で、閣議決定でも要員を昭和六十三年までに四万人規模にしたいということになっておりますが、これはこういう会計も苦しいさなかでもありますし、財政の合理化、効率化を始めるというところにおいては、私は皆さんの自助努力というものを対して高く評価をいたします。しかしながら、今五万五千を四万に切り下げるような合理化を行って、先ほどから長官が言われる重要な国有林野を本当に守ることができるとか、こういう重大な使命を達成するに支障がないのかどうか、そういう点についてひとつ伺っておきたいと思っております。

○秋山政府委員 国有林野事業の持つております使命を十全に果たしていくためには、まずもちまして経営の健全性を確立するということが不可欠でございます。これまでも経営改善には鋭意努力してきたわけですが、今後とも一層この改善努力を重ねていかなければならぬと思っております。

おるわけでございます。特に、現在の財務事情を見てまいりますと、業務収入で人件費を賄い得ないというふうな、そういう厳しい財務事情に突は置かれておるわけでございます。

したがって、こういうものにおきましては、やはり組織、機構の簡素化、合理化、要員規模の縮減という問題は、私も避けて通れない問題だというふうな考えをおるわけでございます。この問題につきましては、臨時行政調査会、林政審議会でも強く求められているところでございます。

しかしながら、一方におきまして、やはり財務事情が悪いからといって国有林の管理、経営をゆがせにすることはできないわけでございます。私どもは今後作業効率の向上あるいは事務の改善合理化等によりまして能率的な事業運営をすると同時に、緑資源の確保、国土の保全等のこういう森林の持つております公益的機能の発揮に遺憾のないよう、国有林野事業の使命を達成するに遺憾のないように鋭意自主的努力もしていかなければならない、かように考えているところであります。

○野呂田委員 ぜひひとつ、要員が減ったから国有林の管理に手落ちがあったということのないように、一生懸命精進していただきたいと思っております。

そこで、経費の節約がなされ、要員の節約がなされた。しかも臨調とか閣議の決定を見ますと、さらに六十三年の三月末までには営林局の一局の統廃合をやる、あるいは六十二年度末には十九の営林署の統合をするというふうなことになると思っておりますが、これは大変なことだと思っております。思いますが、これは先ほど言った趣旨でぜひひとつ合理化を進めていただかなければいけません。

そこで、それはそれでいいわけでありましてけれども、営林局なり営林署というものは自分ひとり仕事をやってきたわけではなくて、開闢以来周辺の人たちの有形無形の支援と協力によって、あるいは理解によって進められてきたという長い歴史

史があります。そういう観点から見ますと、単に役所が国有林野事業のサイドの都合だけで組織の改革を進めるといふようなことでは、これは大変大きな問題になると思っております。

そこで、局署の統廃合に当たっては地元関係者の声に十分耳を傾けて、その十分な理解を得て行っていただきたい、こういうふうな我々林業の盛んな県に住む者としては心から要請しておきたいのであります。ひとつこの点に関する所見を伺っておきたいと思っております。

○秋山政府委員 国有林野事業の経営改善をより積極的に、むしろ改善というよりは改革という形で健全性を確保するように努力するためには、やはり組織、機構の簡素合理化というのは私ども避けて通れない道であるということでもございまして、さらにはこれからの進めたいこともございまして。

今御指摘もございましたが、国有林野事業は地元の所在の市町村とは極めて密接な関係がございまして、私どもこれから改善合理化を進めるに当たりましては、やはり地域の方々の理解を得られますように努力しながら、また、地元に対しまして国有林野事業の機能の低下、サービスの低下を招くことのないように、十分配慮して実施してまいりたいと考えております。

○野呂田委員 次に、国有林野法の一部を改正する法律案について伺いたいと思っております。

昨年、民有林について新たに分収育林制度を導入して森づくりへの国民参加、こういうことは私は大変結構なことだと思っております。これは私だけではありません。このたびさらに今度の改正案で分収育林の制度を国有林にも広げようという趣旨でありますから、これについてぜひひとつ実現して充実していただきたい、こう思います。

そこで、まず、この分収育林を国有林にも導入する意図、目的、具体的内容等について伺っておきたいと思っております。

○秋山政府委員 最近、御承知のとおり緑資源の確保の問題につきましては国民的な要請が高まっ

てきておりまして、森林造成にみずから参加するとか、あるいは林業に投資をしながら森林造成に積極的に参加していきたいという方々も出てまいっております。また、国有林の現在の森林資源の状況を見ましますと、まだ伐期に到達しない三十年生以下の森林が約八割を占めているような状態でございます。この資源事情で最近伐採量は低下しております。経営悪化の一面にもなっております。

私ども、このような実態を踏まえまして、緑資源の整備についての国民的要望にこたえると同時に、現在の国有林の資源事情を踏まえまして、生育途上の森林の段階におきまして収入も上げられ得るような方法を考えたわけでございまして、昨国民有林において育林分収制度を導入したわけでございまして、これが各地におきまして積極的に参加する方々も大分出ておるようでございまして、今申しましたような理由から、ぜひとも国有林についても国民の皆さんに御理解をいただきながら森林を造成するということもなから、これを進めてまいらうと思っております。国有林の特に、今回考えております仕組みは、国有林の杉、ヒノキの二十一年生から三十年生くらいの中齢林の人工林につきまして、現在の評価額とこれから育林管理をするに必要なる費用について一部を国民に負担してもらいまして、その樹木を共有をさせていただき、そして伐採時に収益を持ち分に応じて分収するという制度でございます。

具体的には、私ども各営林局におきまして杉、ヒノキなどの人工林のうちの中齢級の人工林から選り出して、原則として一口五十万円で広く公募によりまして契約の相手方を決めまして、この対象林分の態様あるいは持ち分の割合、育林の方法、伐採時期等を定めて契約を締結する。契約の後におきましての今度は伐採までの保育管理は、すべて国におきましてこれを行い、販売したときにおきまして国と費用負担者が持ち分の割合に応じて分収する、そういう考え方でございます。

○野呂田委員 御案内のとおり日本の国土の七割が山でありますし、大部分が木でつくった家に住んでいるわけでありまして、日本ほど森林と国民の生活のきずなは深い国は少ないと思っております。したがって、これからこの制度をたくましく前進させていくために、私は、全国的な理解と協力を得る必要がある、国民に親しまれる国有林のイメージアップを図る必要があると思っております。

ところで、今長官がおっしゃられたように伐材収入の対象となる五十年以上のものがたつた八割しかない。逆に言えば三十年以下のものが八三％であって、収入の平準化という点から見ればこれは大変危機的な状況であるわけですね。こういう国有林会計を維持していくためには、収入の平準化ということが大きな問題になる。こういう面から、この分収育林の制度というものは本当に真剣に育てていかないと、いろいろな意味でのパンクがやってくると思っております。そういうことをぜひ皆さんに強く御認識を賜って、一生懸命やっていたら、と同時に、分収育林は将来どの程度に広めていくつもりなのか、その点について何とおきたいと思っております。

○秋山政府委員 分収育林を進めるに当たりましては、これを国民の皆さんに御理解いただくというところになりますと、対象とする林分の立地条件と申しますか、その自然的な立地条件あるいはその地理的な立地条件等を踏まえながらこれを検討していかねばならぬと思っております。今先生御指摘のように、長期的に見まして国有林野事業の自己収入の平準化、安定化ということを考えながらこの範囲あるいは規模を検討しなければならぬということでございます。

これにつきまして、私どもも五十九年度から実施するわけでございますが、まずは五十九年度におきまして、各営林局でそれぞれ、初めてでございますので、二カ所ぐらいに相ならぬと思っておりますが、適地を選定しながら、さらには応募の状況を踏まえてこれは決めてまいりたいと思っております。

おるわけでございます。やはり国民の皆さんが一緒に山づくりをするということでもございまして、それに合った立地条件、それから要望、さらにはその手続等も十分踏まえて実施が円滑にいくように検討してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○野呂田委員 この制度の推進に当たっては、先ほど言ったとおり国民的参加が不可欠だと思っております。しかし、第一義的には何と云っても地元との協力と理解が大事である。そこで、この制度を成功させる一つの重要なかぎは地元振興にいかにか寄与するかという政策なり配慮だと思っております。その点についてはどうお考えですか。

○秋山政府委員 国有林野事業をこれまで管理運営してまいります過程におきまして、地元、所在の市町村住民の方々と非常に密接な関係がございます。これまでも地元、市町村の地域の方々の経済振興あるいは生活の安定という面には十分配慮してきたところでありますけれども、今度の新しい育林分収の推進に当たりまして、私どもその点は十分踏まえていかねばならぬと思っております。今回の育林分収そのものが広く国民の参加を求めてまいりたいという考え方でございまして、十分踏まえていかねばならぬと思っております。その実施に当たりましては、地元からの要望がある場合にはそれにこたえ得るような方法も仕組みたいということも現在検討しております。

この育林分収を進めるに当たりましては、また都会の方々が山村に交流し合う場も出てまいってくるわけでございますので、その場合におきまして地元の方々の意向も踏まえて地域の振興にも寄与し得るようなこと、また国有林野事業につきましても御理解を十分いただけるようなことも考えながら、また地場の資源を有効に活用するためにどういふふうな国有林が対応していったらいいかということも十分検討して、地域の活性化に寄与できるように方法をこれから検討してまいりたいと思っております。

い、かように考えております。

○野呂田委員 せっかくの新機軸でありますから、地元との振興とか地元活性化に本当に寄与するような運営に努力をしていただきたいと思っております。

それでは次に、保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案に関連してお伺いしたいと思います。

森林は、よく言われるように国土の保全とかあるいは水源の涵養あるいは生活環境の保全とか、重要な公益機能を有しておるわけですから、なにかんなく保安林の持つ機能、これは大変重要なものがあると思っております。今、保安林の指定はちょうど国土面積の二割、我が国の森林面積の三割に及ぶ七百七十六万ヘクタールに及んでおります。この果たしてきた成果は大変大きいと思っております。まだまだ必要となる指定漏れが大分あるような気がいたします。今度のこの修正を契機に、必要な保安林の指定というものを至急にやっていたら、漏れなくやって国土の公益機能を発揮するようなものにしていただきたい、こう思うのであります。その点について所見を伺います。

○秋山政府委員 保安林の配備につきましては、これまで保安林整備臨時措置法に基づき整備計画に基づきまして計画的に進めてまいってきたわけでございます。また、その機能についても十分発揮できるように措置してまいりました。ただ、最近の都市化の進展などに伴ってさらにきめ細かい保安林の配備をしていかねばならぬというふうな要請がございます。と同時に、一部の保安林におきまして機能が低下している面が出てまいっておりますので、これらのところにも十分配慮した一つの対応をこれからしてまいらなければならぬと思っております。

きめ細かい保安林の指定となりますと、これは国土保全上、土砂流出と申しますか、土砂防止と

いう面からの指定、また国土保全の中で水資源の涵養という面からの指定、さらには最近、いわゆる住民の方々の保健の面から必要な保健保安林の指定と、いろいろの配備をこれからしていかなければならぬわけでございますが、これらにつきましても、十分そのニーズに合った、きめの細かい指定をこれからしていかなければならぬ、かように考えておるところでございます。

○野呂田委員 私、先ほど、漏れている保安林を適正配置するようなことを急ぐべきだというお話をしましたが、今度はその逆でありまして、逆というよりは別の観点から物言わなければいけませんのでありますが、今長官も触れたように、せっかく指定した保安林が大変機能が低下しちゃって、八十九万ヘクタールもどうも低機能のまま放置されているという実態があるわけですね。これはやはりゆゆしき問題だと思っております。今回のこの措置でそういう低機能のまま放置されているものについて本当に保安林としての果たす役割を十分に発揮できるようになるのかどうか、その所見についてひとつ伺いたいと思っております。

○秋山政府委員 指定しました保安林の機能の低下が、最近の林業停滞と申しますか、あるいは林地の移動等によりまして出てまいっているわけでございます。

そこで、ただいま先生のお話に出てまいりました機能の低位の森林が八十九万ヘクタールというわけでございますが、これは私も全国の森林につきましても機能の低位の森林を抽出調査によりまして推計したものでございまして、内訳は私有林が五十五万ヘクタール、国有林が三十四万ヘクタールというふうな結果になっておるわけでございます。この機能の低位という中の森林を分析してまいりますと、亜高山地帯に存在する森林と申しますか、これらは現在以上になかなか機能が向上し得ないと申しますか、いわゆる森林限界地に近いくところの森林と申しますのは現状を維持していくことが精いっぱいのところでありまして、これらについてはこれから積極的に施業をしていく対

象から外しているわけでございます。

それから、保安林の広い面積の中に点々として見ます機能の低い林分というのは、全体的に見ますと大きな支障を及ぼさないというところでございまして、今後機能が低くて積極的な対応によってその機能を向上していかなければならぬという森林について見てまいりますと、私有林におきましては約三十五万ヘクタールあるわけでございます。これらの森林につきましても、まず機能回復の措置といたしまして考えておられますのは、崩壊地あるいは傾斜が急なところを回復して、森林所有者の森林施業によりましてこれを回復することが困難であるとかあるいは適当でないというものについては、これは治山事業、水源林造成等によりまして対応していこうと思っておりますが、これが約二十二万ヘクタールくらいあると見ております。

それから、そのほか森林所有者の森林施業によりまして機能が回復できると見ております森林、これが今回の法改正の特定保安林の中で地域森林計画によりまして要整備森林として造林その他の施業をなされるものでございまして、これらのものにつきましても今御審議いただく制度改正によりまして機能回復を図ってまいりたい、かように考えているものでございます。

○野呂田委員 私たちは、本来ならば、今度のこの法律は、過去二回十年計画を改定してきてなっております。機能低下の部分があるわけでありまして、本当は恒久法にしてこれを整備してまいりたいというのが当然議論として出てくるわけですが、今の長官の決意を聞いておまして、あと十年延ばせばこれは完全に機能低下を回復して新たなものの整備もできるといふ強い決意でありますから、それに期待して見守っていき、協力していきたいと思っております。

最後に、保安林に関連して一つ伺いたいのであります。今、都市の緑地につきましても、森林を含めて建設省が都市緑化基金というものをやって、十数億

の基金を持ってそれに対処している。あるいは環境庁がナンヨナル・トラストの構想を持って同じようなことをやろうとしている。ところが、保安林についてはそういうものがないということ、私は大変遺憾だと思っております。

今度の日本海中部地震において私はしみじみ感じたのでありますが、私の町の能代市は大変な津波に襲われましたが、この能代の海岸で津波被害から免れたのは、あそこ日本でも誇り得るような保安林があった、その一角だけがなかつたわけですね。はしなくも保安林の重要さというものは大変防災に役立つということが検証されたと思っております。それだけに、保安林というものの整備を進めなければいけません、こう思うのです。ところが、そういうものについて必ずしも国の予算も十全じゃないし、国民の理解と協力というものもまだ乏しいと思うのです。

この点について林野庁としてはどうお考えか、まず長官から所見を伺いたいと思っております。

○秋山政府委員 保安林の整備に對しまして、受益者によるところの費用負担あるいは地域の住民の方々の自主的な協力、参加によりましてその内容をよくしていくというものは、私も基本的に非常に好ましいことだと考えておるわけでございます。ただ、これを今度広く一般に広げていくという場合におきましては、現在私どもいろいろと検討しているわけでございますが、受益の範囲の確定をどうするかという問題、それから受益の程度の定量的な把握をどうするかというふうな非常に難しい問題が実はございます。地域の事情に応じましてこれを助長していくことが望ましいと現在考えておるわけでございますが、これまでも林野庁におきましては、その森林の持つております公益的機能の計量化的方法であるとか、あるいは主要流域における上流地域の費用負担の状態であるとか、あるいは下流地域の受益の実態であるとか、あるいは森林整備と公益的機能の増進効果の関連等、いろいろと技術的な調査につきましても、実はもう十年近く調査をまいっておりますところ

でございますが、私どもさらに今後これらの検討を重ねてまいりまして、今後の保安林の整備管理のあり方に資するような方法でさらに一層積極的に取り組んでまいりたい、かように考えておるところでございます。

○野呂田委員 最後に政務次官にお伺いします。私は今、イギリスのナンヨナル・トラストでも、これは人口に膾炙された制度ですが、保安林も含めた森林の買取等につきましてもナンヨナル・トラストがちゃんと機能しておるわけですね。外国でもそういう制度があるし、都市の緑化とか環境庁が所管するようなものについてもそういうことができてくる。しかし、本当の意味で国民の生命、身体に大きな影響を持つておる保安林についてはまだないというところは私は大変遺憾だと思っております。今長官も認められたとおり、いろいろな法律上の因果関係が乏しいとか、いろいろあると思っております。例えば下流の人に法律的な拘束を加えようとしても、ダムのような施設と違つて法律的な因果関係も薄いと申しますけれども、しかし国民の方は一歩進んでおりました、例えば木曾三川のようにいつも被害をこうむっておるようなところは水源基金を設置してくれているわけですね。上流に保安林を涵養したい、あるいは福岡のように水源が枯渇するところは水源基金というものをやっている、広島の大田川でもやっているというふうな、幾つかそういうものがある。あるいは金を出さなくても、下刈りをやりたりして役務の提供をやって保安林に協力している人たちもいるわけですね。だから、そういうものの芽を育てていかなければいけません。何でも新しい制度をつくるというのは生づめをはがすような難しい問題が山積していると思っておりますが、それを乗り越えて保安林整備基金とかあるいは水源基金のようなものをぜひ設置して保安林の整備にもっと積極的な姿勢を示すべきじゃないか、こう思いますが、ひとつ政務次官の所見を伺いたいと思っております。

○島村政府委員 野呂田先生の今の御指摘、私も全くそのとおりだと思います。この点につきま

ては、林野庁の關係者その他とよく検討を進めてまいりたいと考えます。

○野呂田委員 ぜひひとつ前向きに検討して、近い将来に制度として発足できるようにお願いをして、質問を終わります。

○阿部委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお語りいたします。

ただいま議題となっております各案について、参考人の出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○阿部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の人選、出頭日時及びその手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○阿部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前十一時二十一分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁港施設」を「漁業用施設」に改める。

第二条第三項を次のように改める。

3 この法律で「漁業用施設」とは、漁場の利用

又は保全上必要な公共的施設であつて次に掲げるものをいう。

一 沿岸漁場整備開発施設（消波施設その他政令で定めるものに限る。）

二 漁港施設（漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、かつ、水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設及び水域施設に限る。以下同じ。）

第二条第四項中「又は水産業協同組合」を「水産業協同組合その他官利を目的としない法人で政令で定めるもの」に改め、「及び」を削り、「施設で」を「施設でその所有者の区分ごとに」に改め、同条第六項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第七項中「代る」を「代わる」に改め、同条第八項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第九項中「五十メートル」を「百メートル」に、「二十メートル」を「五十メートル」に、「こえる」を「超える」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三条第一項中「左」を「次に」に改め、同項第二号中「漁港施設」を「漁業用施設」に、「こえて」を「超えて」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「左」を「次に」に改め、同項第四号中「漁港施設」を「漁業用施設」に改め、同条第三項中「漁港施設」を「漁業用施設」に、「左」を「次の」に改める。

第三条の二第二項中「行なう」を「行う」に、「漁港施設」を「漁業用施設」に、「こえて」を「超えて」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、施行の日以後に発生した災害について適用する。

2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「激甚災害」を「激甚災害」に、「十万円」を「三十万円」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第七条中「激甚災害」を「激甚災害」に、「三万円」を「十万円」に、「こえる」を「超える」

に改める。

第二十四条第二項中「激甚災害」を「激甚災害」に、「三万円以上十万円」を「十万円以上三十万円」に改める。

理由

最近における沿岸漁場整備開発事業の進展等農林水産業の動向にかんがみ、国が災害復旧事業費の一部を補助する農林水産業施設として沿岸漁場整備開発施設を追加するとともに、災害復旧事業費補助の対象とする一箇所の工事の費用の最低額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「左」を「次に」に改め、同項第四号中「買入」を「買入れ」に改め、同項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第八条第一項の特定保安林の指定に関する事項

第三条の見出しを「（全国森林計画の変更）」に改める。

第七条の次に次の四条を加える。

（特定保安林の指定）

第八条 農林水産大臣は、第二条第一項の保安林整備計画に基づき、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林（当該目的に即して機能することを確保するため、その区域内にある森林の全部又は一部について造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められるものに限る。）を特定保安林として指定することができる。

2 都道府県知事は、省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の保安林を特定保安林として指定すべき旨を農林水産大臣に申請することができる。

3 農林水産大臣は、特定保安林の指定をしようとするときは、当該指定をしようとする保安林の所在場所を管轄する都道府県知事に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、特定保安林の指定をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、特定保安林の指定の解除について準用する。

（地域森林計画の変更等）

第九条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の保安林が特定保安林として指定された場合において、当該特定保安林の区域内に森林法第五

条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつてゐる民有林があるときは、当該地域森林計画を変更し、当該民有林につき、当該特定保安林が保安林の指定の目的に即して機能することを確保することを旨として、次に掲げる事項を追加して定めなければならない。同項の規定により地域森林計画をたてる場合において特定保安林の区域内の民有林で当該地域森林計画の対象となるものがあるときも、同様とする。

一 造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林（以下「要整備森林」という。）の所在

二 要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の施業の方法及び時期に関する事項

三 その他必要な事項

（協議の勧告）

第十条 都道府県知事は、要整備森林について前条の規定により地域森林計画に定められている施業の方法に関する事項に従つて施業すべき旨の森林法第十条の五の規定による勧告をした場

合において、その勧告を受けた者がこれに従わ
ないとき、又は従う見込みがないと認めるとき
は、その者に対し、当該要整備森林又は当該要
整備森林の立木について所有権又は使用及び取
益を目的とする権利を取得しようとする者で都
道府県知事の指定を受けたものと当該要整備森
林又は当該要整備森林の立木についての所有権
の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設
定若しくは移転に関し協議すべき旨を勧告する
ことができる。

（伐採の許可の特例）
第十一条 要整備森林について第九条の規定によ
り地域森林計画に定められている施業の方法及
び時期に関する事項に従って実施される立木の
伐採については、森林法第三十四条第一項の規
定は、適用しない。
附則第二項中「三十年」を「四十年」に改め
る。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
の一部を次のように改正する。
附則第十條第三項中「昭和五十九年三月三十
一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改め
る。

3 前項の規定による改正後の地方税法附則第十
條第三項の規定は、昭和五十九年四月一日以後
の土地の取得に対して課すべき不動産取得税に
ついて適用し、同日前の土地の取得に対して課
する不動産取得税については、なお従前の例に
よる。

理由
最近における山地災害の発生状況等保安林に係
る諸情勢の変化にかんがみ、保安林整備臨時措置
法の有効期間を十年間延長するとともに、機能が
低下している保安林について所期の機能の回復を
図るための措置を講ずる必要がある。これが、こ

の法律案を提出する理由である。

国有林野法の一部を改正する法律案

国有林野法の一部を改正する法律

国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六
号）の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 貸付け、使用及び売払い（第七条—第
八条の四）

第三章 分収造林（第九条—第十七条）

第四章 分収育林（第十七条の二—第十七条の
六）

第五章 共用林野（第十八条—第二十四条）

附則

第一条中「（以下「管理」という。）」を削り、「特
別の定」を「特別の定め」に、「除く外」を「除く
ほか」に改める。

「第二章 削除」を削る。

「第三章 貸付、使用及び売払い」を「第二章 貸
付け、使用及び売払い」に改める。

「第四章 部分林」を「第三章 分収造林」に改
める。

「第九条の見出しを「分収造林契約の締結」に
改める。

「第十条の見出しを「分収造林契約の内容」に
改め、同条中「部分林契約」を「分収造林契約」
に、「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「以下
「部分林」を」以下この章において「分収林」に
改め、同条第五号中「手入」を「保育」に改める。
「第十一条の見出しを「分収木の持分等」に改
め、同条第一項中「部分林」を「分収林」に、「部
分林契約」を「分収造林契約」に、「基き」を「基づ
き」に、「以下「部分木」を」以下この章におい
て「分収木」に改め、同条第三項中「部分林契約」
を「分収造林契約」に、「部分木」を「分収木」
に改め、同条第四項中「部分木」を「分収木」に
改める。

第十二条の見出しを「分収造林契約の存続期
間」に改め、同条第一項中「部分林契約」を「分
収造林契約」に、「こえる」を「超える」に改め、
同条第二項中「部分林契約」を「分収造林契約」
に改める。

第十三条中「部分林」を「分収林」に、「左に」
を「次に」に改め、同条第三号中「まん延」を「ま
ん延」に改める。

第十四条中「左に」を「次に」に、「部分林」を「分
収林」に改め、同条第三号中「部分林契約」を
「分収造林契約」に改め、同条第四号中「手入」を
「保育」に、「部分木」を「分収木」に改める。

第十六条中「部分林契約」を「分収造林契約」に、
「部分林」を「分収林」に、「但し」を「ただし」
に改める。

第十七条の見出しを「分収造林契約の解除」に
改め、同条第一項中「左の」を「次の」に、「部
分林契約」を「分収造林契約」に、「但し」を「た
だし」に、「責」を「責め」に改め、同項第三号中
「終つた」を「終つた」に、「見込」を「見込み」
に改め、同項第四号中「手入」を「保育」に改め、
同項第七号中「部分林」を「分収林」に改め、同
条第二項中「部分林契約」を「分収造林契約」に、
「終つた」を「終つた」に改め、同条第三項中
「部分林」を「分収林」に、「部分林契約」を「分
収造林契約」に改め、同条第四項中「部分林契約」
を「分収造林契約」に、「附して」を「付して」
に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第五項中「部
分林契約」を「分収造林契約」に改める。

第十七条の次に次の一章を加える。

第四章 分収育林
（分収育林契約の締結）

第十七条の二 農林水産大臣は、国有林野につい
て、契約により、一定の土地に生育している樹
木を国以外の者との共有とし、その者の持分の
対価並びに当該樹木について国が行う保育及び
管理（以下「育林」という。）に要する費用の一
部をその者に支払わせ、育林による収益を国及
びその者（以下「費用負担者」という。）が分収

するものとすることができる。

（分収育林契約の内容）

第十七条の三 前条の契約（以下「分収育林契
約」という。）においては、次に掲げる事項を定
めなければならない。

一 分収育林契約の目的たる国有林野（以下こ
の章において「分収林」という。）の所在及び
面積並びに当該契約の目的たる樹木（以下こ
の章において「分収木」という。）の樹種別及
び樹齡別の本数

二 当該契約の存続期間

三 分収木に係る費用負担者の持分の割合

四 費用負担者が支払うべき額

五 育林の方法

六 伐採の時期及び方法

七 その他必要な事項

（収益の分収）

第十七条の四 分収林につき、費用負担者は、分
収育林契約に定められた分収木に係る持分の割
合により、分収木に係る収益を国と分収するも
のとする。

（分収育林契約の存続期間）

第十七条の五 分収育林契約の存続期間は、六十
年を超えることができない。

（準用規定）

第十七条の六 分収育林契約については、第十一
條第二項から第四項まで及び第十七條第三項か
ら第五項までの規定を準用する。この場合にお
いて、同条第四項及び第五項中「造林者」とあ
るものは、「費用負担者」と読み替えるものとす
る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に存する部分林に

するものとする。

（分収育林契約の内容）

第十七条の三 前条の契約（以下「分収育林契
約」という。）においては、次に掲げる事項を定
めなければならない。

一 分収育林契約の目的たる国有林野（以下こ
の章において「分収林」という。）の所在及び
面積並びに当該契約の目的たる樹木（以下こ
の章において「分収木」という。）の樹種別及
び樹齡別の本数

二 当該契約の存続期間

三 分収木に係る費用負担者の持分の割合

四 費用負担者が支払うべき額

五 育林の方法

六 伐採の時期及び方法

七 その他必要な事項

（収益の分収）

第十七条の四 分収林につき、費用負担者は、分
収育林契約に定められた分収木に係る持分の割
合により、分収木に係る収益を国と分収するも
のとする。

（分収育林契約の存続期間）

第十七条の五 分収育林契約の存続期間は、六十
年を超えることができない。

（準用規定）

第十七条の六 分収育林契約については、第十一
條第二項から第四項まで及び第十七條第三項か
ら第五項までの規定を準用する。この場合にお
いて、同条第四項及び第五項中「造林者」とあ
るものは、「費用負担者」と読み替えるものとす
る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に存する部分林に

するものとする。

（分収育林契約の内容）

第十七条の三 前条の契約（以下「分収育林契
約」という。）においては、次に掲げる事項を定
めなければならない。

一 分収育林契約の目的たる国有林野（以下こ
の章において「分収林」という。）の所在及び
面積並びに当該契約の目的たる樹木（以下こ
の章において「分収木」という。）の樹種別及
び樹齡別の本数

二 当該契約の存続期間

三 分収木に係る費用負担者の持分の割合

四 費用負担者が支払うべき額

五 育林の方法

六 伐採の時期及び方法

七 その他必要な事項

（収益の分収）

第十七条の四 分収林につき、費用負担者は、分
収育林契約に定められた分収木に係る持分の割
合により、分収木に係る収益を国と分収するも
のとする。

（分収育林契約の存続期間）

第十七条の五 分収育林契約の存続期間は、六十
年を超えることができない。

（準用規定）

つては、その契約期間中は、なお従前の例による。

(森林法の一部改正)

第三条 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第四章の規定による部分林」を第十條第一号に規定する分収林に改める。

（森林法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 附則第二条に規定する部分林についての森林法の規定の適用については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（分収林特別措置法の一部改正）

第五条 分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（部分林契約）」を削り、同条第二項中「であるもの」の下に「（国有林野法第七條の二の契約を除く）」を加え、同条第三項第一号中「（部分林契約）」を削り、同条第二号中「契約」の下に「（国有林野法第七條の二の契約を除く）」を加える。

（林業基本法の一部改正）

第六条 林業基本法（昭和三十九年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「部分林の設定」を「分収造林契約の締結」に改める。

（国有林野の活用に関する法律の一部改正）

第七条 国有林野の活用に関する法律（昭和四十六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「部分林契約」を「分収造林契約」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正）

第八条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号中「部分林」を「分収造林契約の目的たる国有林野（国有林野法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）

附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる部分林を含む。」に改める。

理由

最近における森林をめぐる諸情勢の変化及び国有林野事業の状況にかんがみ、国民の参加による国有林野の整備の促進を図るため、国有林野に分収育林制度を導入する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律

国有林野事業改善特別措置法（昭和五十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和六十二年度」を「昭和六十八年度」に、「昭和五十三年度」を「昭和五十九年度」に改める。

第三条の見出しを「（事業施設費の一般会計からの繰入れ）」に改める。

第六条を削り、第五条を第六条とし、第四条中「第五条第一項」の下に「及び前条第一項」を加え、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（退職手当に係る借入金等）

第四条 事業勘定においては、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、改善期間において、政令で定めるところにより、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する一般職の国家公務員が退職した場合に国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の規定に基づき支給する退職手当の財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができる。

2 政府は、改善期間において、前項の規定による借入金の利子の財源に充てるため、予算の定めるところにより、一般会計から事業勘定に繰入金をすることができる。

3 第一項の規定による借入金については、国有林野事業特別会計法第五条第一項の規定による借入金とみなして、同法第五条第二項、第七条及び第八条の規定を適用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国有林野事業の経営の状況にかんがみ、その改善を推進するため、昭和五十九年度以降十年間を新たな改善期間とし、あらためて改善計画を策定するとともに、職員の退職手当の財源の借入れ等の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十九年四月十一日印刷

昭和五十九年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E